

みえ・グリーン購入基本方針

令和4年4月1日

21世紀の環境を創造するためには、従来のライフスタイルを変更し、環境への負荷の少ない持続可能な社会に変えていくことが必要であり、三重県庁では、県のすべての組織でグリーン購入に取り組んできました。今後も引き続き、県自らが消費者としてグリーン購入の意義を再認識し、持続的発展が可能な循環型社会を構築するため「みえ・グリーン購入基本方針」を定めます。

1 基本的な考え方

物品等の使用量の節減、有効利用に努めることを第一とし、購入にあたっては環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入するため、次の原則により取り扱うこととします。

(1) 必要性考慮の原則

購入する前に必要性を十分に考え、購入する場合は必要最小限の数量とします。

(2) ライフサイクル考慮の原則

- 物品等の調達にあたっては、資源採取から廃棄までの物品等のライフサイクル全体について考慮します。
- 物品等は適正使用・長期使用するとともに、廃棄にあたっては分別廃棄等に留意します。
- 購入に際しては、環境に優しい製品やサービス等を優先的に購入することとし、次の要件に基づき物品等を判断します。

長期間の使用が可能なもの

再生素材や再使用部品を使用しているもの

リサイクルや分別廃棄が容易なもの

廃棄時に環境負荷がより少ないもの

省資源・省エネルギー設計等環境保全に寄与することが大きなもの

- 公共工事に係る資材については、長期にわたる安全性や機能の確保に留意します。

(3) 事業者環境配慮の原則

事業者の選定にあたっては、**ISO14001**、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード(M-EMS:ミームス)等の環境マネジメントシステムの導入により適切な環境管理を行っていることや、情報を公開していることも考慮します。また、事業者に対し、環境保全活動への積極的な取組を働きかけます。

2 対象物品等及び対象組織

県が調達する物品、公共工事(県が行う建築及び土木等すべての工事)及び役務を対象とし、県のすべての組織(企業庁、病院事業庁、県警察、県立学校、各種委員会を含む。)において取

り組みます。

3 基本調達品目及びその判断基準

県が調達する基本的な品目(以下「基本調達品目」という。)とその判断基準は、「環境物品等*の調達方針」(以下「調達方針」という。)に定めます。

4 運用方法

毎年度の調達方針は、物品等の開発・普及状況を勘案のうえ定めます。

*「環境物品等」とは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(第2条)に定める次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 1 再生資源その他の環境への負荷(環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の低減に資する原材料又は部品
- 2 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- 3 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務